平成２１年（フ）第１９１号
長崎県西彼杵郡時津町野田郷160番地６
破産者　永　　博美
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１０６号
宮城県栗原市築館字萩沢58番地
破産者　狩野　博幸
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第５９号
宮城県遠田郡涌谷町小塚字石坂山50番地
破産者　若山　和幸
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２０年（フ）第４４０号
山形県上山市金生東２丁目３番12号
破産者　鈴木　　拓
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第２１１８号
堺市南区原山台４丁17―６、開始決定時堺市南区赤坂台６丁24番７号
破産者　川路　祐史
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第２０４号
鳥取県鳥取市吉方温泉１丁目225番地
破産者　岡田　哲司
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３５１号
鳥取県鳥取市相生町４丁目201番地18
破産者　武中　浩子
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７５号
鳥取県鳥取市浜坂６丁目14番21号
破産者　石渡都志男
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５号
栃木県那須塩原市並木町116番地152
破産者　月井　　哲
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１６号
栃木県那須塩原市並木町116番地152
破産者　月井　早苗
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第７号
富山県射水市南太閤山15丁目39番地
破産者　木本　祝雄
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第３２５号
金沢市土清水１丁目295番地、破産開始決定時の住所金沢市三口新町３丁目４番19号
破産者　作本　瑞枝
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第１８１０号
広島県安芸郡府中町桃山１丁目15番２号、開始決定時の住所広島県安芸郡府中町浜田４丁目４番10号
破産者　岩本　成夫
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第４９０号
秋田県潟上市飯田川下虻川字俣ノ内60番地
破産者　佐藤　金也
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７７号
秋田県潟上市昭和大久保字屋布10番地２
破産者　佐藤　良次
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２号
福島市大波字姥ヶ懐４番地
破産者　加藤　タカ
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第７７号
千葉県市川市新浜１丁目２―25　バードパーク新浜101号、住民票上の住所福島県いわき市小名浜大原字堀米44番地の４
破産者　椎名　　浩
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部